

条例第12号

座間味村作業用車輛等の使用及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、作業用車輛等(以下「車輛等」という。)の設置に関し、必要な事項を定めることにより、村民及び事業者等の利便性の向上に資することを目的とする。

(設置車輛等)

第2条 前条の目的を達成するために、次に掲げる車輛等を設置する。ただし村の公務使用に支障があるときは使用を許可しないものとする。

1 2tユニック車

2 2tトラック

(貸出対象者)

第3条 車輛等を使用することができるものは、村民又は事業者等とする。

(車輛の貸出し)

第4条 車輛等の貸出しを受けようとする者は座間味村作業用車輛等使用申請書兼誓約書(様式第1号。以下「申請書」)を事前(但し、座間味村の休日を定める条例第1条第1項の各号に掲げる日は申請を受付しないものとする。)に添付書類を添えて村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定により提出された申請書を受理した場合、その内容を審査し、車輛等の貸出しを許可する時は、座間味村作業用車輛等使用許可通知書(様式第2号)を申請者に交付するものとする

3 村長は、前項の規定により使用を許可する場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

4 村長は、第4条第1項の規定により提出された申請書を受理した場合、その内容を審査し、車輛等の貸出しを不許可とする時は、座間味村作業用車輛等使用不許可通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

5 第4条第1項の規定による申請において、車輛等の貸出しを受けようとする日時が2申請者以上で重複した場合は、本村への申請の先着順により借用者を決定するものとする。

6 使用者は、第4条第2項の許可の内容に変更が生じた場合は必ず報告すること。

7 車両等の貸出時間は、午前8時30分～午後5時15分までとする。但し、村長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

8 使用者は、車輛等に不具合がある時には村に報告をしてから返還すること。

9 使用後は、車輛を清掃する。

10 車輛等を2日以上にわたって使用する場合は、使用日ごとに返却するものとする。
(使用料)

第5条 車輛の使用料の額は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 村長は、特別な理由があると認めたときは、使用料を減額又は、免除することができる。
- 3 前項の規定により、使用料の減免又は免除を受けようとするものは、座間味村作業用車輛等使用料減免・免除申請書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。
- 4 村長は、減免・免除を許可する場合は、座間味村作業用車輛等使用料減免・免除許可通知書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。
- 5 村長は、減免・免除を不許可する場合は、座間味村作業用車輛等使用料減免・免除不許可通知書(様式第6号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の不還付)

第6条 既に納入された使用料は、還付しない。但し、村長が特別な理由があると認めた時は、その全部又は、一部を還付することができる。

- 2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとするものは、座間味村作業用車輛等使用料還付申請書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。
- 3 村長は、還付を許可する場合は、座間味村作業用車輛等使用料還付許可通知書(様式第8号)を申請者に交付するものとする。
- 4 村長は、還付を不許可する場合は、座間味村作業用車輛等使用料還付不許可通知書(様式第9号)を申請者に交付するものとする。

(転貸等の禁止)

第7条 使用者は、車輛等を転貸し、又は貸出しを受けた目的以外に使用してはならない。

(運転者)

第8条 車両等の運転操作は、法令に定める免許資格を有する者でなければ、これに従事させてはならない。

- 2 運転者は、使用する車輛等に必要な運転免許証や法令に定める免許資格を申請時に提出しなければならない。

(使用の制限)

第9条 村長は、車輛等の使用について次の各号に該当するときは、使用許可の停止あるいは取消することができる。又、使用許可の停止あるいは取消を受けた者は、使用を中止し、ただちに返還しなければならない。

- 1 この条例に従わないとき。
- 2 虚偽の報告をした場合。
- 3 管理上支障があると認めるとき。
- 4 その他村長が適当でないと認めるとき。

(損害賠償)

第10条 使用者の不注意又は過失により万一事故等で使用車輛を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は全て使用者の負担とする。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

別表

設置車輛	使用料 (1 時間単位)	
① 2 t ユニック車	事業者等	1,370 円
	村民	680 円
② 2 t トラック	事業者等	1,370 円
	村民	680 円

備考

- 1 使用時間は、1日最大8時間までとする。
- 2 使用時間が1時間に満たない場合、1時間とみなし使用料を請求するものとする。
- 3 使用時間は、鍵を渡した時から、返還までとする。
- 4 2日以上にわたって使用する場合は料金は使用日ごとに請求するものとする。